

下水道における新たなPPP/PFI事業の促進に向けた検討会
第10回

PPP/PFIに関する下水道分野での政府の最新動向

平成29年6月5日

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部

4. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

この節において「アクションプラン」という。)に掲げられた空港、水道、**下水道**、道路、文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努める・・・

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

○地方公共団体による公共施設等運営権方式の**上下水道事業**への導入を促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還する際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI法について、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。

iii) 推進体制の整備・運用のための施策

○官民の適切なリスク分担を構築する上で、**瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等**の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月末までの**契約の在るべき姿**の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI法について所要の措置を講ずる。

○**上下水道事業**においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内を目途に関係府省において**物価変動の定義と料金への転嫁に関する計算式**を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定するなど、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府においてガイドラインを策定する。

iii) 推進体制の整備・運用のための施策

○適切なマーケットサウンディングの方法(開示すべき情報・項目と対話の方法等)について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年7月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。

○管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないようにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。

○運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。

○関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM(Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを提供すること)の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。

○運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に応えることができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。

6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

○木質バイオマス、下水汚泥等の廃棄物バイオマス等のバイオマス発電の導入拡大に向けた環境整備を行う。

第2章 成長と分配の好循環の拡大と中長期の発展に向けた重点課題

5. 安全で安心な暮らしと経済社会の基盤確保

(4) 資源・エネルギー

また、電力・ガス市場の競争活性化と自由化の下での公益的課題への対応、水素社会実現に向けた取組、**エネルギーの地産地消の推進(※)**など、新たなエネルギーシステムの構築に取り組む。

(※)例えば、下水汚泥等の廃棄物バイオマスの活用など

第3章 経済・財政一体改革の進捗・推進

3. 主要分野ごとの改革の取組

(2) 社会資本整備等

⑤ PPP/PFIの推進

上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、**2022年度(平成34年度)までの広域化を推進するための目標を掲げるとともに、「未来投資戦略2017」及び「PPP/PFI推進アクションプラン(平成29年改定版)」に基づき、コンセッション事業等をはじめ、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進する。**また、PPP/PFIを活用した文教施設等の集約化・複合化に向けて、優良事例の横展開等を推進する。

人口20万人以上の自治体をはじめ、実効ある優先的検討の運用、補助金等の目的等を踏まえた補助金採択等の際の優先的検討の要件化、未検討案件への支援の縮小、地域プラットフォームの形成、案件発掘支援の拡充などの入口から出口までのハンズオン支援等を通じて、案件形成を促進する。

同アクションプランにおいて「公的不動産」を重点的に進める分野と位置付け、複数施設の整備・運営等を一括して事業化する「バンドリング・広域化」の案件形成、民間資金等活用事業推進機構の積極的な活用等を推進する。

下水道事業におけるPPP/PFIの実施状況

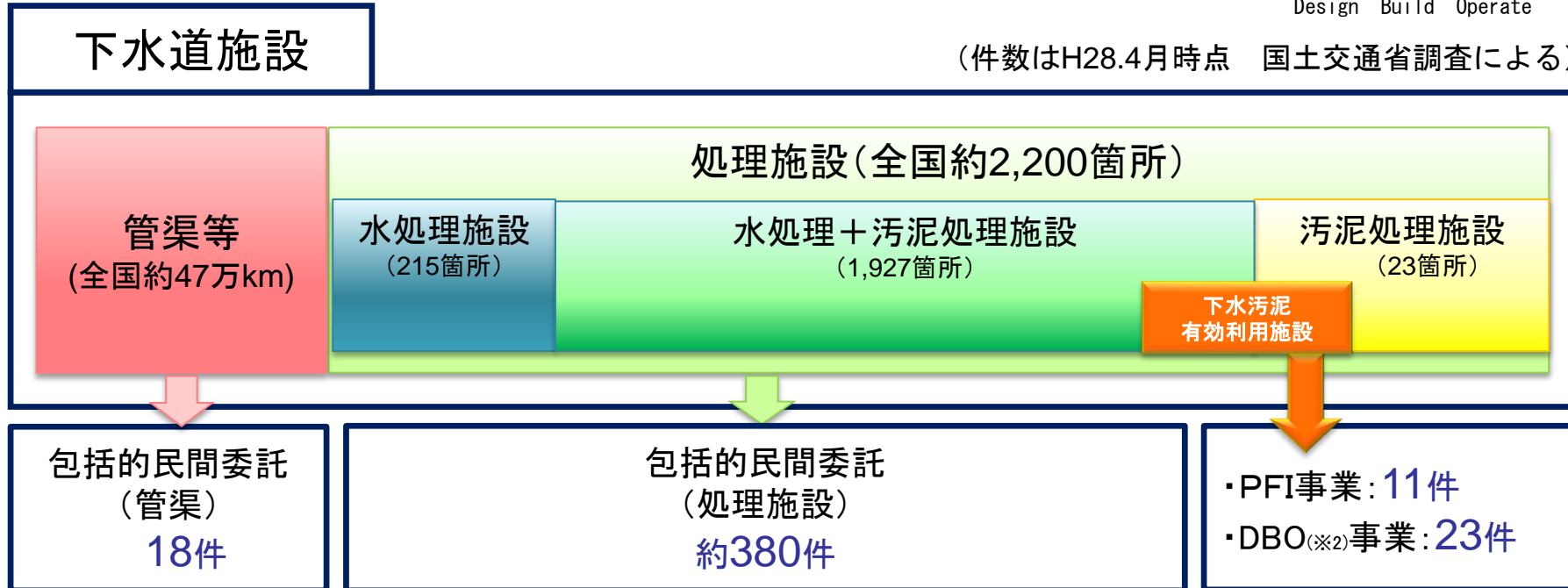
- 管路施設や下水処理施設の管理については9割以上が民間委託を導入済み。
- 包括的民間委託※1は約400件導入されており、件数は近年増加中。
- 下水汚泥を利用してガス発電や固形燃料化を行うPFI事業等は34件実施・予定されており、件数は近年増加中。
- 新たなPFI方式であるコンセッションについては、浜松市が優先交渉権者を選定し、大阪市、奈良市、三浦市、須崎市、宇部市、宮城県、村田町、小松市、大分市、大牟田市が導入検討中。具体的検討を進める都市に対して、国土交通省より実施方針や契約関係書類の作成等について支援。

※1 包括的民間委託：複数業務をパッケージ化した複数年契約

※2 DBO：設計・施工・管理一括発注

Design Build Operate

(件数はH28.4月時点 国土交通省調査による)



下水道管路施設の管理業務における包括的民間委託導入事例集

- 下水道管路施設に関する包括的民間委託の導入状況の事例集を作成。
- 国内で実施されている管路包括の委託内容や導入効果を調査・分析。
- 平成29年3月に国土交通省のホームページにて公表。

下水道管路施設の管理業務における 包括的民間委託導入事例集

平成29年3月

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

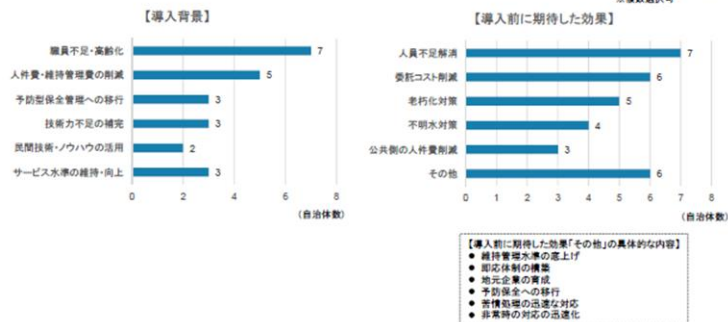
1

導入準備：導入背景及び期待した効果について



Section 3-管理包括委託の導入自治体に対するアンケート集計結果

- 導入背景としては、半数の自治体が人員不足を理由とし、管路維持管理における包括的民間委託を導入している。
- 導入前に期待した効果は、背景となる人員不足を解消すること、また、委託コストの削減を多くの自治体が挙げている。



14

<包括的民間委託導入の結果>

- 委託コスト削減効果や公共側の人件費削減
- 予防保全の実現及び公共側の事務負担の軽減
- 苦情対応スピードの向上

本事例集を参考に管路の包括的民間委託の導入検討を積極的に進められたい

平成29年度 先導的官民連携支援事業(第2次)について

目的

先導的な官民連携事業を実施しようとする地方公共団体等に対し、下記(イ)又は(ロ)に係る業務に要する調査委託費を助成することにより、官民連携事業の案件形成を促進することを目的とします。

- (イ)事業手法検討支援型 : 施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査
- (ロ)情報整備支援型 : 先導的な官民連携事業の導入判断等に必要な情報の整備等のための調査

補助対象・対象事業

国土交通省の所管する事業であって、官民連携事業の類型に係る要件、重点推進分野に係る要件、及び調査開始以降の協力に係る要件を満たすものとします(募集要領2. 2をご参考ください。)

補助対象経費・補助率・補助限度額

調査費用のうち、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費(委託費)を、予算の範囲内で、全額国費による定額補助として助成します。補助金1件当たりの上限は20,000千円です。

応募受付期間

平成29年6月1日(木) ~ 平成29年6月30日(金) 14:00必着

スケジュール(予定)

年	平成29年										平成30年		
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
			← 応募受付		← 審査		● 交付先決定	← 調査の実施					● 成果の報告